

今般、環境省では大雪山国立公園の登山道について、ルート別に管理のあり方を定める「登山道管理水準」、登山者に守ってほしい「登山の心得」の2つを設定しようとしています。これを決めようとする背景や設定の手順・内容（案）は次のとおりです。これに対する意見をお寄せください。

提出先：環境省北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地1-ネットビル9階
提出期限：平成17年12月27日

目 次

第1章 登山道管理水準および登山の心得の設定について

- 1-1 設定の背景と必要性
- 1-2 登山道管理水準および登山の心得とは

第2章 登山道管理水準（案）について

- 2-1 登山道管理水準設定の基本的考え方と設定手順
- 2-2 9つの登山道管理水準（案）
- 2-3 登山道管理水準（案）の登山道への適用

第3章 登山の心得（案）について

- 3-1 登山の心得設定の基本的考え方
- 3-2 登山の心得（案）

補足資料1～6

第1章 登山道管理水準および登山の心得の設定について

1-1：設定の背景と必要性

日本の国立公園では、登山道の侵食や登山道沿いの植生の荒廃などが顕著になっています。また、中高年登山者や未熟・軽装登山者の増加などによる遭難事故の多発も問題になっています。

こうした背景から、環境省では、平成11年度から登山道の適切な整備や維持管理等に関する基本的な考え方と今後の対応策を検討し「国立・国定公園における登山道のあり方検討報告書（平成14年3月）」としてまとめました。**大雪山国立公園では、具体的な登山道の管理水準の設定と各登山道区間への水準の適用に関する検討を平成14～16年度に行いました。**（検討会の要項、検討委員、検討会開催記録については補足資料2～4を参照）

また、登山利用に伴う植生・地形の破壊を抑え、安全に登山を行うためには、登山道の適切な管理のほかに、登山者自身が自己責任の下で登山や自然環境に配慮した行動をしていくことが求められます。**十分な登山道管理がされても、利用者の理解と協力がないと効果が発揮できないからです。**そこで、大雪山における登山道の登山の心得を、有識者のアドバイスを基に検討しました。

今回、意見をお聴きする管理水準と登山の心得は、以上のような背景と経緯により作成したものです。



1-2：登山道管理水準および登山の心得とは

ここで定める登山道管理水準とは、大雪山国立公園において利用の中心施設である登山道の管理のあり方を定めるものです。一元的な管理でなく、自然条件、利用状況等を勘案し、登山道の区間ごとの地域特性に応じた複数の管理のやり方（管理水準）を定めるものです。

大雪山には関連する法令があり、それらの遵守は登山者に義務づけられています。一方、登山の心得とは、登山する場所の地域特性に配慮して登山者側に守って欲しい基本的な事柄を指します。尚、登山の心得は登山道管理水準ごとに細かく定められるべきものですが、ここでは共通して守っていただくものだけを抽出しました。

管理者が管理水準を保つことと、利用者が登山の心得を守る事によって大雪山国立公園において持続的な自然環境の保護と利用の確保を図ろうとすることを目的としています。（図1-1参照）。

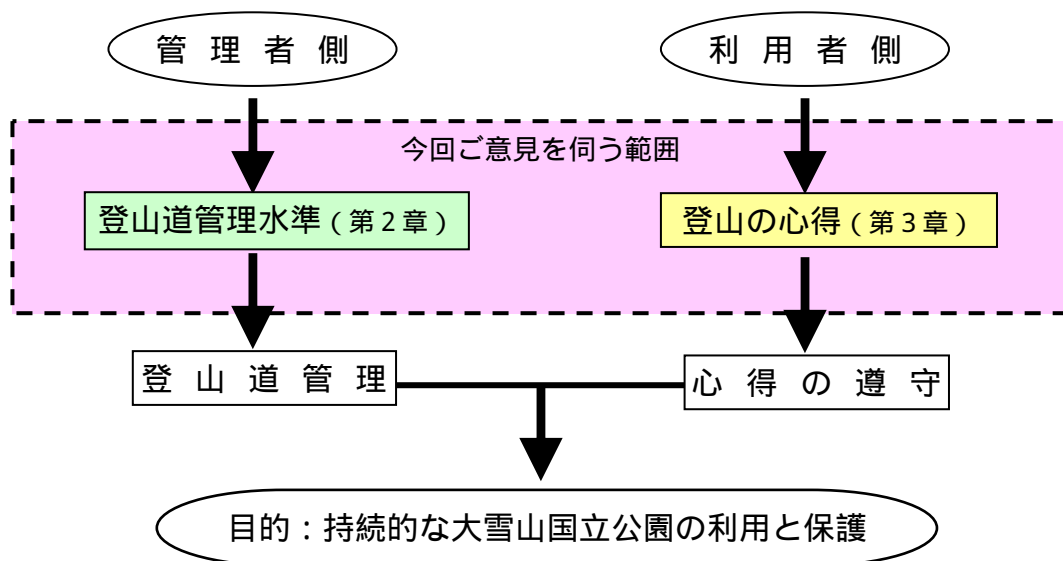


図1-1：登山道管理水準と登山の心得の関係

第2章 登山道管理水準（案）について

2 - 1 : 登山道管理水準設定の基本的考え方と設定手順

< 登山道管理水準設定の前提および制約条件について >

管理水準は登山道の区間ごとに定め、**登山道周辺の生態系の保全を出来る限り優先することを念頭に置きます。**登山道崩壊など周辺の生態系や景観への影響が局部的に発生しており、生態的な立場から**緊急を要するような箇所がある登山道区間においては、その区間の水準に関わらず、速やかにその軽減・防止の対策を行います。**

登山利用は、登山者自身の経験と技術・装備に基づく自己判断と自己責任による**ことが前提です。**

登山道は、**登山者が自由に歩行できることを原則とします。**ただし、法的に利用を制限すること（自然公園法に基づく利用調整地区の指定等）は、現時点では**具体的な検討は行いません。**

管理水準を設定する登山道は、大雪山国立公園の**公園計画書において「道路（歩道）」と位置づけられる登山道約300kmとします。**

管理水準設定は管理すべき目標を示すものであり、その実施方法の検討は別に行います。

< 登山道管理水準設定の手順について >

大雪山国立公園における登山道管理水準は、4つの手順を経て設定します。詳細は巻末の補足資料を参照下さい。

手順1：場所ごとにどう整備し利用されるべきか、そのために必要な自然環境はどうあるべきかを**3つの「保護・利用体験ランク」として設定します。**

手順2：自然環境の脆弱さ、現況の荒廃状況、および保全対策の必要の程度に応じて**3つの「保全対策ランク」を設定します。**

手順3：「保護・利用体験ランク」3段階と「保全対策ランク」3段階の組み合わせにより**9つの登山道管理水準（理論的に3ランク×3ランク）を設定します。**

手順4：以上の3つの手順を経て設定した9つの**登山道管理水準を大雪山の登山道ごとに当てはめます。**

< 登山道管理水準の実施について >

図2-1に、管理水準設定の手順とそれを受けた管理の実施のフローを示しています。各手順にある「3つの保護・利用体験ランク」「3つの保護対策ランク」「9つの登山道管理水準の設定」の詳細については、補足説明資料5～6、および図2-2のとおりです。尚、登山道の維持・修復のための技術的事項については、根本的な対処を要するものを除き、平成16年度に作成した「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」によることにしています。

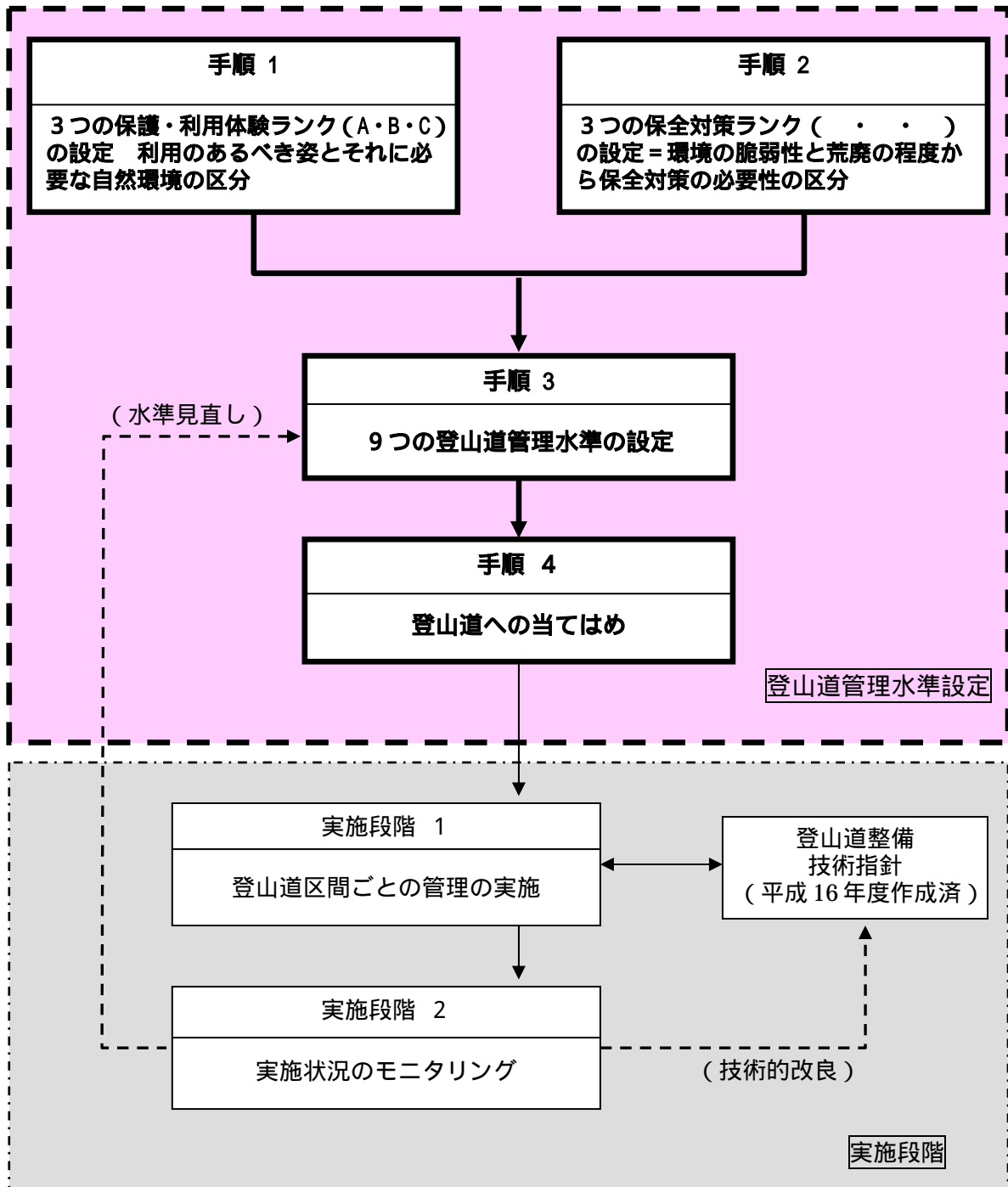


図 2 - 1 : 大雪山登山道管理水準の設定手順と実施の関係

<手順1：「保護・利用体験ランクの設定」>

この手順では大雪山の場所ごとの利用のあるべき姿とその場所ごとに必要な自然環境を設定するために、4つの要因（「国立公園保護計画（地種区分）」 「管理計画（基本方針）」 「管理計画（管理方針）」及び「好ましい利用形態」）から専門家の意見を基に、**対象地で提供する雰囲気、対象地に適した利用形態、対象地の登山道管理の概念等**を示す「**保護・利用体験ランク**」を3段階（A・B・C）に分類して設定しました。（詳細は補足資料-5を参照）

<手順2：「保全対策ランクの設定」>

この手順では場所ごとの保全対策の重要性を設定するために、2つの要因（「自然条件（自然資源、脆弱性）」及び「荒廃状況（荒廃の程度、潜在的危険性）」）から専門家の意見を基に、**保全対策の重要性の程度**を示す「**保全対策ランク**」を3段階（・・・）に分類して設定しました。（詳細は補足資料-6を参照）

<手順3：「9つの登山道管理水準の設定」>

手順1と手順2で設定された、3つの「**保護・利用体験ランク（A・B・C）」**及び3つの「**保全対策ランク（・・・）」**から、以下の組み合わせのように9通りの可能な登山道管理水準が設定できました。

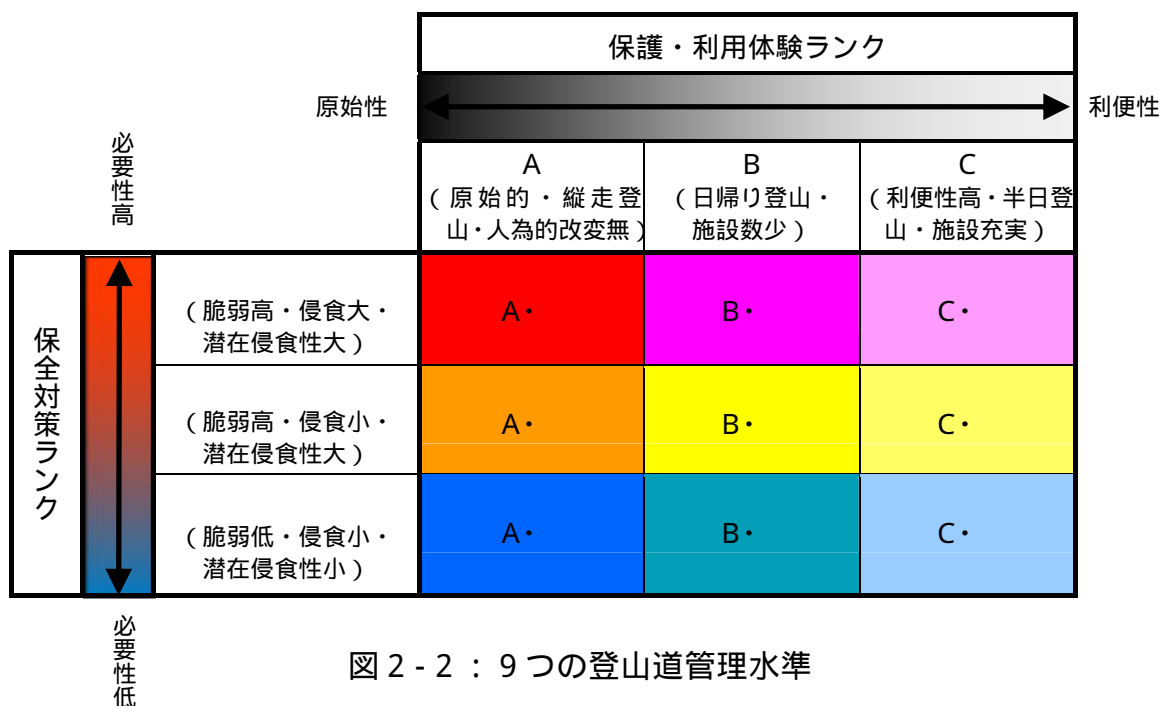


図 2 - 2 : 9つの登山道管理水準

2-2：9つの登山道管理水準（案）

手順1から3によって導かれた9つの管理水準（案）の内容は、以下のようになります。

表2-1：登山道管理水準（案）一覧表

水準A・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> * 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。 * 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。 * 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。 * 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。
水準A・
<ul style="list-style-type: none"> * 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。 * 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。 * 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。 * 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。
水準A・（この水準は大雪山では該当なし）
<ul style="list-style-type: none"> * 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。 * 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。 * 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。 * 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。
水準B・
<ul style="list-style-type: none"> * 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。 * 日帰り登山による利用を主体とする。 * 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。 * 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。
水準B・
<ul style="list-style-type: none"> * 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。 * 日帰り登山による利用を主体とする。 * 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。 * 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。

水準 B・

- * 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 日帰り登山による利用を主体とする。
- * 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。
- * 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。

水準 C・ （この水準は大雪山では該当なし）

- * 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 半日程度の登山利用を主体とする。
- * 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。
- * 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。

水準 C・ （この水準は大雪山では該当なし）

- * 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 半日程度の登山利用を主体とする。
- * 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。
- * 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。

水準 C・

- * 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 半日程度の登山利用を主体とする。
- * 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。
- * 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。



2-3：登山道管理水準（案）の登山道への適用

手順4では、学識経験者の意見を基に大雪山国立公園内の300kmにおよぶ登山道を55に区分し前述の管理水準を当てはめました。その結果、図2-3および表2-3のようになり、9つの管理水準のうち、5つの水準で管理することになります。

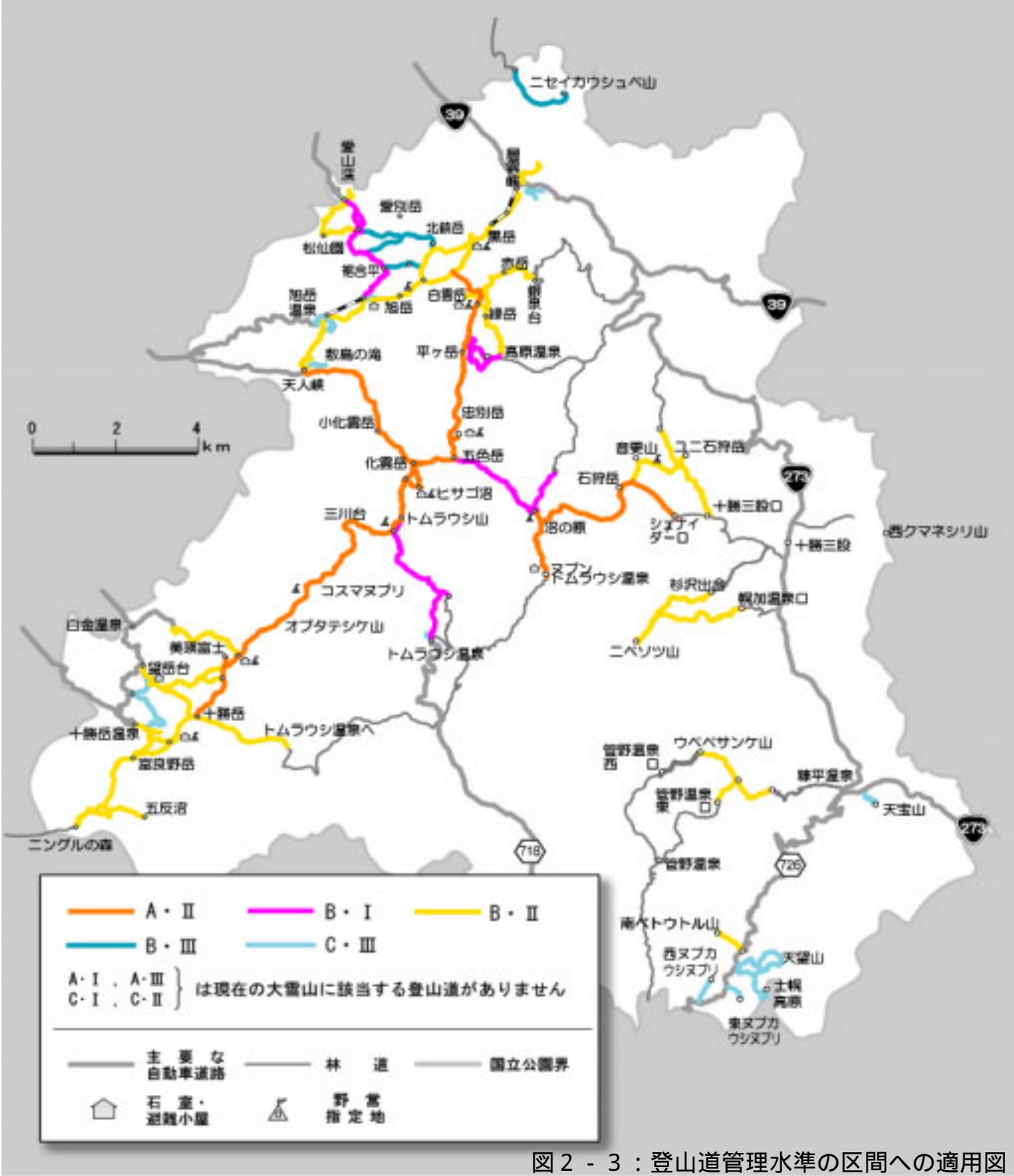


図2-3：登山道管理水準の区間への適用図

表 2 - 3 : 登山道 5 5 区間別管理水準一覧表 (案)

地域	No	登山道区間	登山道管理水準	
			保護・利用体験	保全対策
北大雪地域	1	層雲峡～朝陽山	B	
	2	ニセイカウシュペ山～公園界	B	
	3	層雲峡銀河流星ノ滝線	C	
	4	紅葉谷線	C	
表大雪地域	5	層雲峡～(ロープウェイ終点)～黒岳	B	
	6	黒岳～北海岳～間宮岳～旭岳	B	
	7	黒岳石室～雲ノ平～中岳分岐～間宮岳	B	
	8	旭岳～勇駒別	B	
	9	姿見の池周回線	C	
	10	愛山溪～雲井ヶ原	B	
	11	愛山溪～松仙園～沼ノ平分岐	B	
	12	沼ノ平分岐～比布岳～北鎮岳～お鉢平分岐	B	
	13	愛山溪～沼ノ平分岐	B	
	14	沼ノ平分岐～裾合平分岐	B	
	15	裾合平分岐～姿見の池	B	
	16	当麻乗越～比布岳分岐(安足間岳)	B	
	17	中岳分岐～(中岳温泉)～裾合平分岐	B	
	18	勇駒別周回	C	
	19	天人峡～勇駒別	B	
	20	天人峡～羽衣の滝・敷島の滝	C	
高根ヶ原地域	21	北海岳～高根ヶ原分岐～忠別岳	A	
	22	銀泉台～赤岳～小泉岳～白雲岳	B	
	23	高原温泉～緑岳～小泉岳	B	
	24	高原温泉(沼巡りコース)～高根ヶ原分岐	B	
トムラウシ山系地域	25	忠別岳～五色岳～化雲岳～トムラウシ山	A	
	26	トムラウシ山～オプタテシケ山	A	
	27	沼ノ原口～沼ノ原～五色ヶ原～五色岳	B	
	28	天人峡～化雲岳	A	
	29	トムラウシ温泉～トムラウシ山	B	
	30	ヌブントムラウシ温泉～沼ノ原分岐	A	
	31	トムラウシ温泉周回	C	

十勝岳地域	32	オプタテシケ山～美瑛岳～十勝岳	A
	33	十勝岳～富良野岳	B
	34	富良野岳～登山口	A
	35	白金温泉口～美瑛富士	B
	36	白金温泉～望岳台～十勝岳	B
	37	望岳台～吹上温泉～十勝岳温泉	C
	38	十勝岳避難小屋～美瑛岳・美瑛富士分岐	B
	39	吹上温泉～三段山～十勝岳温泉	C
	40	十勝岳温泉～縦走路分岐(富良野岳) ～縦走路分岐(上ホロカメツク山)	B
	41	登山口～十勝岳	B
	42	縦走路分岐～原始ヶ原(五反沼・勝竜の滝)	B
東大雪地域	43	登山口～ユニ石狩岳	B
	44	十勝三股口～十石峠(ユニ石狩岳)	B
	45	十石峠～音更山～石狩の肩	B
	46	シュナイダー口～石狩岳～沼ノ原手前分岐	A
	47	杉の沢出合～前天狗岳	B
	48	幌加温泉～天狗岳～ニベソツ山	B
	49	糠平登山口～ウペペサンケ山	B
	50	菅野温泉登山口～コース分岐	B
糠平然別地域	51	糠平天宝山	C
	52	然別湖～南ペウトル山	B
	53	天望山周回	C
	54	駒止湖～東ヌブカウシヌプリ	C
	55	西ヌブカウシヌプリ	C

< 登山道管理水準の登山道への適用事例 >

前章での管理水準の登山道への具体的適用について事例を示します。
ここでは代表的な3つの水準と緊急を要する箇所について説明を行います。

事例1： No.21 北海岳～高根ヶ原分岐～忠別岳区間のA・ の水準設定について

水準A・ の定義

- * 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。
- * 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。
- * 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る。
- * 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。



この区間は表大雪山の中でも原始性が高い自然環境であり、宿泊を伴う縦走利用が主体のために利用者も少ない場所です。

高山帯であるため脆弱性は高く侵食も見られますが、利用人数が少ないことや急傾斜地が少ないことから、潜在的な侵食の可能性は残されているものの、保全対策の必要性は中程度に位置づけられます。



この区間には白雲岳避難小屋があり、また隣接区間には忠別岳避難小屋もあることから、指定地以外の違法な野営は現状では見られません。各小屋にはトイレ施設もあることから、し尿の問題は顕在化していません。

ここでは、自然環境の原始性を保ちながら縦走利用者を対象とした管理が行われることとなります。



事例2： No.15 裾合平分岐～姿見の池区間のB・ の水準設定について

水準B・ の定義

- * 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 日帰り登山による利用を主体とする。
- * 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える。
- * 脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。



この区間は、夏～秋にかけて利用されています。旭岳登頂の下山コースや黒岳からの縦走コースに利用されているほか、姿見から裾合平の往復利用者も多く、たいていは日帰り登山です。グループによる登山も多く見られる区間です。



この一帯は残雪が多く、シーズン当初はいたるところで雪渓のトラバースが出てきます。谷地形の斜面につけられた登山道は、融雪水や降雨水が登山道に常に流れ込む状態で、侵食が著しい場所です。利用者の多さや雪田植生の脆弱さ、また、常時流水の危険にさらされているこの登山道は保全対策の必要性が高いと分類されます。



具体的な管理としては、多くの利用者が通過する前提で、融雪時期には水処理(流水の減速)とステップ・足場・木道などの設置を行うような対策を優先して行っていきます。



事例3： No.18 勇駒別周回区間のC・ の水準設定について

水準C・ の定義

- * 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。
- * 半日程度の登山利用を主体とする。
- * 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する。
- * 脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。



この区間は、観光客でも気軽に利用できる場所で、ビジターセンターの職員によるインタープリテーションのコースにもなっています。

一定の利便性が確保されていて、2～3時間程度の登山利用に向いています。鳥やリスなど小動物に会う機会がありますが、ヒグマとの遭遇は極めて少ない場所なので安心して利用できます。



コースは比較的良く整備されているため脆弱性のある場所(湿原など)でもこれ以上の荒廃の可能性は少ない状況です。従ってこの区間の保全対策の必要性は低いと考えられます。

ここでは、多くの観光客でも安心して半日程度の登山が楽しめる歩きやすく高低差の少ない歩道として管理していきます。



事例4： 区間の水準設定に関わらず管理が早急に必要箇所について

第2章の2-1の に示した前提条件で、「登山道崩壊など周辺の生態系や景観への影響が局部的に発生しており、生態的な立場から緊急を要するような箇所がある登山道区間においては、その区間の水準に関わらず、速やかにその軽減・防止の対策を行います。」としていますが、これに該当する事例は次のようなものです。



左上の写真は、愛山溪～沼ノ平に至る登山道の途中にある昇天の滝付近の崩壊した登山道です。大雨によって増水した沢水で河岸が崩壊し登山道が流失しました。こうした箇所は植生保護など生態的立場からも利用の立場からも早急に修復管理が必要な場所です。



対策として中央の写真のように、重機を使わず、人力で石組みして護岸を施しました。使用した石材はすべて現地の沢にあったものです。

左下の写真のように修復後の護岸は石組みで守られ、これ以上の崩壊を防止しています。



第3章 登山の心得（案）について

3-1：登山の心得設定の基本的考え方

登山の心得を策定するにあたっては、以下のような前提条件や大雪山地域の条件を考慮しました。

< 前提条件 >

登山の心得は**大雪山の生態系の保全を優先することを前提に**、既に登山道周辺の生態系や景観への影響が派生している場所や今後派生するおそれのある場所について、**登山者に守って欲しい基本的な事項です。**

登山利用は、登山者自身の経験と技術・装備に基づく自己判断と自己責任による**ことが前提です。**

登山道は、**登山者が自由に歩行できることを原則とします。ただし、法的に利用を制限すること（自然公園法に基づく利用調整地区の指定等）は、現時点では具体的な検討は行いません。**

< 自然条件 >

気象条件が厳しい（本州の3000mの山岳環境に匹敵）。冬期間（積雪・残雪期）が長い。夏山シーズン（一般的な登山シーズン）が6月中旬から10月上旬と短い。

登山シーズンと残雪（雪渓）・融雪時期が重なる。このため融雪水による登山道荒廃や、利用者が足元の悪い道避けて歩くことによる植生破壊が起こりやすい。

山稜部は比較的平坦な地形が広がり、雪田植生群落や風衝草原などの脆弱な高山植生地となっている。（大部分が国立公園特別保護地区）

地質が火山性堆積物を主体とすることから、踏圧などの影響を受けやすく、侵食・崩壊に弱い。

< 利用施設および利用の実態 >

高山植物および紅葉が有名であり、かつ日本百名山（深田久弥著）が3つあるため、訪れる利用者は多い（表大雪山では登山者だけで年間12万人の入り込みがある）。

一般的な夏山シーズンが短く（6月中旬～10月上旬）、高山植物の開花期（6月下旬～7月）と紅葉期（8月下旬～9月中旬）に登山者が集中する。

大雪山の登山者全体の数は減少傾向にあるものの、近年はツアー登山や中高年の登山者が増えて、踏圧の集中や登山用ストック（登山用ステッキ・トレッキングポール）の使用などが以前より顕著になってきている。これによる植生の衰退も見られる。

有人の石室・避難小屋が極めて少なく、また、旭岳、黒岳、十勝岳以外はアクセスが比較的不便である。高齢者や経験・技術の未熟な登山者が増加し、遭難事故が増加傾向にある。

トイレ施設も少なく、利用者のし尿の問題が生じているほか、トイレ道の出現がある。

特殊な技術（岩登り、沢登り等）を要する登山道は少ない。

3-2：登山の心得（案）

～神々の庭で遊ぶ時の心得～（仮題）

<心得その1：自然環境への配慮>

- 大雪山の原生的な自然環境が損なわれることのないよう、環境保護に対する意識を高く持ち、自然環境への影響を極力抑制するよう行動しましょう。
- 高山帯の植生および特殊地形（構造土など）はダメージを受けやすいため、登山道以外の場所へは立ち入らないようにしましょう。
- 大雪山はヒグマの生息地であり、季節にかかわらず遭遇のおそれがあります。ヒグマと遭遇した時の対処方法を心得てから入山しましょう。また、最新の出没情報を入手するよう努めましょう。
- リス、ナキウサギ、キタキツネ、野鳥等の野生動物を驚かせたり餌を与えたりしないようにしましょう。
- 登山用ストックを利用する際は、自然へのダメージが軽減されるように先端部に保護用キャップを取り付けるようにしましょう。また、登山道以外につかないように留意しましょう。



<心得その2：他の利用者への配慮>

- 大雪山での原生的自然体験を他の人も味わえるよう、し尿・ゴミなどを残さないようにしましょう。また、他の登山者の自然体験を損なうような行為も謹みましょう。
- 狭い登山道でのすれ違いや、展望箇所・休憩箇所では他の登山者に配慮して譲り合いをしましょう。
- 野営指定地や石室・避難小屋ではルールやマナーを守りましょう。



<心得その3：事故防止と自己責任>

- 大雪山は厳しい自然条件のため、自らの力だけで対処できる登山技術と体力及び判断力が求められます。そして登山による事故は最終的には自己の責任に委ねられることを十分に自覚しましょう。
- 入山に当たって、天候やアクセス道路状況および登山道状況などを事前に入手することで事故防止につなげましょう。
- 事故発生時の被害を最小限に食い止めるためにも、行き先・日程は必ず家族等に知らせておくと同時に、登山計画書を作成し地元の警察署等に提出しておきましょう。



<心得その4：宿泊時の配慮>

- 野営指定地以外での野営は行わないようにしましょう。野営指定地での行動については、周辺植生への悪影響を与えないよう配慮しましょう。
- 水場は山中では大切な場所ですので汚さないように使いましょう。
- いつも携帯トイレを携行し、トイレのない場所では排泄物や紙類は持ち帰るよう心がけましょう。トイレの協力金を求めている場所では、趣旨を理解の上で協力をお願いします。



<心得その5：残雪期・融雪期・降雨時に登山をする場合の配慮>

- 融雪時期や降雨時では流水に加え、登山者の踏圧の影響で登山道が崩壊しやすくなるため、大人数での登山は止めましょう。こういう時期の登山はなるべく控えましょう。
- 登山道が残雪によって覆われている場所では、案内のポールやロープに従い登山をしましょう。
- 登山道内に融雪水や降雨水が流れている場所においても、登山道外の自然（植生や地形）を守るため、登山道内を歩けるように準備しましょう。



<その他>

この「登山の心得」の他に、現地では自然保護官、森林官、巡視員、監視員等、山を管理している人の指導や指示に従いましょう。



補足資料1

大雪山国立公園について

1. 概要

本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ（爆裂火口の凹地）を形成する大雪火山群、今も噴煙をあげる十勝岳（2,077m）を主峰とする十勝岳火山群、然別湖周辺の然別火山群及び非火山性の石狩岳（1,966m）山群などから構成され、通称「北海道の屋根」と呼ばれている。公園面積は、わが国最大である。

本公園の最大の特徴は、その広大さと高い原始性にあり、奥深い山々に広がる豊富な高山植物群落や広大な自然林には、ヒグマ、ナキウサギなどのほ乳類、クマゲラ、シマフクロウなどの鳥類、ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲなどの高山蝶をはじめとする昆虫類など、多種の貴重な野生動物が生息する。

本公園には、各山々への登山利用をはじめ、層雲峡や天人峡の渓谷探勝、温泉浴等を中心に、年間約634万人（平成15年）の利用者が訪れている。

2. 主な経緯

昭和9年12月4日 大雪山国立公園指定

昭和52年12月28日 十勝川源流部を削除（原生自然環境保全地域へ）

平成7年8月21日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し

3. 面積等

公園面積	226,764 ha
うち特別保護地区	36,807 ha (16.2%)
第1種特別地域	29,566 ha (13.0%)
第2種特別地域	22,271 ha (9.8%)
第3種特別地域	94,848 ha (41.8%)
普通地域	43,272 ha (19.1%)

4. 関係市町村（1市9町）

上川支庁 富良野市

上川郡（上川町，東川町，美瑛町）

空知郡（上富良野町，南富良野町）

十勝支庁 河東郡（土幌町，上土幌町，鹿追町）

上川郡（新得町）

補足資料2

大雪山国立公園における登山道管理水準検討会設置要綱

(目的)

第1条 大雪山国立公園における適切な登山利用を図るため、第2条に掲げる事項に関する検討をおこなうことを目的として、学識経験者及び関係行政機関により構成する検討会を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について必要な検討をおこなう。

- (1) 登山道の管理水準に関する事項
- (2) 各水準による登山道の区分(レベル区分)に関する事項
- (3) 水準及びレベル区分の合意形成手法・手順に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる委員及び関係行政機関をもって構成する。

(1) 委員

環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長から委嘱された学識経験者

(2) 関係行政機関

大雪山国立公園の保護と利用に関する主な行政機関

(運営)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要な事項について検討会の下に作業部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所とし、会の運営に係る事務は北電総合設計(株)が行う。

(その他)

第6条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

補足資料3

「大雪山国立公園における登山道管理水準検討会」構成メンバー

委員（五十音順）

- 愛甲 哲也 （北海道大学大学院農学研究科助手）
浅川 昭一郎 （北海道大学大学院農学研究科教授）
工藤 岳 （北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授）
小林 昭裕 （専修大学北海道短期大学造園林学科長）
佐藤 文彦 （（社）層雲峡観光協会専務理事）
土屋 勲 （旭川山岳会理事長、大雪地区自然公園指導員連絡会事務局長、道北地方遭対協常任理事）
樋口 和生 （NPO 法人北海道山岳活動サポート理事長）
八巻 一成 （森林総合研究所北海道支所主任研究官）
横須賀邦子 （NPO 法人アースウィンド代表）
渡辺 悌二 （北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授）

行政機関

林野庁

北海道森林管理局保全調整課

北海道

環境生活部環境室自然環境課
上川支庁地域政策部環境生活課
十勝支庁地域政策部環境生活課
上川南部森づくりセンター管理課

（北海道教育庁）

上川教育局生涯学習課
十勝教育局生涯学習課

市 町

富良野市経済部商工観光課
上川町企画商工観光課
東川町産業振興課
美瑛町商工観光課
上富良野町商工観光まちづくり課
南富良野町商工観光課
士幌町商工緑地課
上士幌町産業課
鹿追町商工観光課
新得町商工観光課

【事務局】

環境省西北海道地区自然保護事務所
（北電総合設計株式会社）

補足資料4

大雪山国立公園における登山道管理水準検討会 開催記録

第1回検討会	平成14年12月17日	於:札幌
第2回検討会	平成15年1月27日	於:札幌
第3回検討会	平成15年4月10日	於:札幌
第4回検討会	平成15年6月25日	於:札幌
第5回検討会	平成15年8月1～2日	於:旭岳温泉
第6回検討会	平成15年12月4日	於:札幌
第7回検討会	平成16年3月10日	於:札幌
第8回検討会	平成16年7月28日	於:札幌
第9回検討会	平成16年8月30日	於:札幌
第10回検討会	平成16年12月6日	於:札幌
第11回検討会	平成17年3月11日	於:札幌

補足資料 5

3つの「保護・利用体験ランク」を設定した時に考慮した4つの要因

国立公園保護計画(地種区分)	
1	特別保護地区
2	第1種特別地域
3	第2種特別地域
4	第3種特別地域
5	普通地域

管理計画(基本的方針)	
1	以下の事項が該当するルート
2	以下の事項が該当しないルート
(保全対象と保全方針)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生的自然地域の厳正維持 ・ 特徴的な風致景観の保護 ・ 核心的景観である高山帯の厳正保全 ・ 希少野生動植物への悪影響の防止 	

管理計画 (取扱の管理方針：計画歩道各路線の記述整理)	
1	整備に当たっては沿線の自然の改変を避ける
2	整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意する
3	現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行う

好ましい(主な)利用形態	
1	山中宿泊を伴う縦走登山
2	日帰り登山
3	半日程度の登山

4つの要因から導かれた3つの「保護・利用体験ランク」

A	<ul style="list-style-type: none"> * 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する * 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする * 整備に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る
B	<ul style="list-style-type: none"> * 利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する * 日帰り登山による利用を主体とする * 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える
C	<ul style="list-style-type: none"> * 一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する * 半日程度の登山利用を主体とする * 現道の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がらないよう配慮する

補足資料 6

3つの「保全対策ランク」を設定した時に考慮した2つの要因

荒廃状況（荒廃の程度、潜在的危険性）	
1	登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高い。
2	登山道内での侵食がある。または現在侵食が少ないが潜在的可能性がある。
3	登山道内の侵食が少なく、拡大する危険性が低い。

自然条件（自然資源、脆弱性）	
1	保全の必要性の高い自然環境・景観資源が有り、脆弱性も高い。
2	保全の必要性の高い自然環境・景観資源が有るが、脆弱性が低い。
3	保全の必要性の高い自然環境・景観資源に乏しく、脆弱性が低い。

2つの要因から導かれた3つの「保全対策ランク」

	脆弱性の高低にかかわらず、登山道内での著しい侵食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいなくても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。
	登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低い。あるいは登山道内での侵食箇所がある。または現在侵食が少ないが潜在的可能性があることから保全対策の必要性は中程度である。
	脆弱性が低い自然条件で、登山道内の侵食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。